2019/10/03

公共哲学(政治) 木曜1時限 3-501教室

担当教員 谷澤正嗣(やざわ まさし)

研究室 3号館1311

メール myazawa@waseda.jp

オフィス・アワー 木曜日 4 時限(オフィス・アワー以外の時間に面談を希望する人は、 メールで予約を取ってください)

この講義のねらい

講義要項に書いてあることを、少し違った観点から述べなおすと、次のようになる。

- ●政治経済学部の教育理念である哲学、政治学、経済学(Philosophy, Politics, Economics または PPE)を体系的に学ぶための基礎となる、哲学的な概念と、公共的な争点を学ぶ。
- ●政治思想、政治哲学、政治理論などと呼ばれる分野への道案内をする。それによって、「政治理論史」「憲法」「現代政治理論 I・II」「公共政策」「公共哲学(経済)」などの専門科目や、関連する内容を扱う専門演習を履修するための予備知識を提供する。
- ●哲学的な概念分析と呼ばれる考え方や、規範的な評価を下すための価値基準のいくつか について知ってもらう。
- ●政治学の古典とみなされる、少し難しい本を紹介する。

講義の配布資料

講義内容をまとめた資料 (ハンドアウト) を配布する。今回はイントロの回なので教場でプリントアウトを配布したが、今後は CourseN@vi を通じてファイルを配布する予定である。ノートをとる必要がなくなるような詳細なハンドアウトを用意する予定はないので、そのつもりで。

新聞記事や書物からのコピーを教場で配布する場合もある。コピーに関しては CourseN@vi を通じた配布は行わない。

評価方法

期末試験 70%、平常点 30%の割合で評価を行う。平常点は出席と、レビューシート等を 通じた講義参加で判断する。出席が三分の二に満たない場合は評価の対象としない。

レビューシートの記入は義務ではない(書きたいことがなければ書かなくてもかまわない)が、推奨される。その際、次の点に気を付けること。

「面白かった」「難しかった」のような一行だけの感想を書いても評価されない。「 \bigcirc \bigcirc がわかりません」「 \triangle とは何ですか」のような一行だけの質問を書いても回答されない。もっと詳しい「問題提起」を心がけること。

具体的には、教科書やハンドアウトをよく読んで、さらに自分で調べたり考えたりした うえで、200字から400字くらいを目安にして書くことを勧める。

「論理的で明快な文章」を心がけること。必ず登録する前に自分で読み直して、推敲し

なければいけない。なおレビューシートの記入期限は、講義終了後 6 日間とする (火曜日の 23 時 59 分まで)。これは、次の講義までに谷澤が目を通す時間を確保するためである。

教科書

山岡龍一/齋藤純一編著『改訂版 公共哲学』(放送大学教育振興会、2017年)および 齋藤純一『不平等を考える』(筑摩書房、2017年)を教科書として使用する。また川崎修 /杉田敦『新版 現代政治理論』(有斐閣、2012年)を教科書に準じる参考書とする。こ れらの書物に関してはしばしば参照されるので、全員が手元に置くことが望ましい。

参考文献

参考文献は毎回ハンドアウトで紹介する。今回は、講義全般を通じて役に立つ教科書、 入門書、新書、古典を何点か挙げる。

●初心者向けの政治理論の教科書・入門書

飯島昇藏/佐藤正志/太田義器編『現代政治理論』(おうふう、2009年)。 デイヴィッド・ミラー(山岡/森訳)『政治哲学』(岩波書店、2005年)。 押村高/添谷育志編『アクセス 政治哲学』(日本経済評論社、2003年)。

マイケル・サンデル(鬼澤訳)『これからの「正義」の話をしよう』(早川書房、2010年)。 アダム・スウィフト(有賀/武藤訳)『政治哲学への招待―自由や平等のいったい何が問 題なのか?』(日本経済評論社、2011年)。

ロバート・タリース(白川俊介訳)『政治哲学の魅力』(関西学院大学出版会、2018年)。 田村哲樹/松元雅和/乙部延剛/山崎望『ここから始める政治理論』(有斐閣、2017年)。 ジョナサン・ウルフ(坂本訳)『政治哲学入門』(晃洋書房、2000年)。

●上級生向けのハイレベルな政治理論の教科書

井上彰/田村哲樹編『政治理論とは何か』(風行社、2014年)。

松元雅和『応用政治哲学――方法論の探求――』(風行社、2015年)。

ウィル・キムリッカ (千葉/岡崎訳者代表) 『新版 現代政治理論』 (日本経済評論社、 2005 年)。

ディヴィッド・レオポルド/マーク・スティアーズ (山岡/松元監訳) 『政治理論入門 方法とアプローチ』 (慶應義塾大学出版会、2011年)。

●政治思想史の教科書・入門書

宇野重規『西洋政治思想史』(有斐閣、2013年)。

川出良枝/山岡龍一『西洋政治思想史 視座と論点』(岩波書店、2012年)。

杉田敦/川崎修編『西洋政治思想資料集』(法政大学出版局、2014年)。

山岡龍一『西洋政治理論の伝統』(放送大学教育振興会、2009年)。

●政治学の包括的な教科書の、政治理論の部分

久米郁男/川出良枝/古城佳子/田中愛治/真渕勝『政治学 補訂版』(有斐閣、2011年)、

3章、5~6章、18章。

●新書

伊勢田哲治『哲学思考トレーニング』(ちくま新書、2005年)。

重田園江『社会契約論』(ちくま新書、2013年)。

神島裕子『正義とは何か』(中公新書、2018年)。

國分功一郎『近代政治哲学』(ちくま新書、2015年)。

児玉聡『功利主義入門』(ちくま新書、2012年)。

杉田敦『デモクラシーの論じ方』(ちくま新書、2001年)。

杉田敦『政治的思考』(岩波新書、2013年)。

戸田山和久『哲学入門』 (ちくま新書、2015年)。

長谷部恭男『憲法とは何か』(岩波新書、2006年)。

馬渕浩二『貧困の倫理学』(平凡社新書、2015年)。

●古典

プラトン(藤沢訳)『国家』(岩波書店、1979 年)。

ジョン・ロールズ(川本/福間/神島訳)『正義論 改訂版』(紀伊國屋書店、2010年)。

第1回:公共哲学とは何か

公共哲学は英語の public philosophy の訳語である。それは大まかに言えば、公共的価値をいかにして規定し、実現すべきかについて考察する学問(公共性を主題とする規範的政治理論)である。以下では、現代における公共および公共性という言葉の用法を概観しながら、公共哲学について具体的なイメージをつかんでもらう。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『公共哲学』、1 章。川崎/杉田『新版 現代政 治理論』、9 章。

●公共性の定義/再定義

1.公的·公共的(public)の 3 つの含意

- (1) 公務・官職に関わる official: 国家(とくに政府)の活動とそれにかかわる事柄。政治社会のなかで公共的価値を実現すべき正統な権限を付与された部分の活動を指す。
- (2) 共通性を持つ common:人々(の利害関心や価値観)に共通にかかわる事柄。
- (3)開放性または非排除性を備えている open: 誰に対しても開かれている (アクセスが拒まれていない) 事柄

重要なことだが、これら3つの含意は必ずしも互いに調和するわけではない:国家の「公 共政策」が公共の利益に反していると主張されることはある。「私たち」の価値/利益は

「すべての人」のそれではないこともある。国家活動の非公開性が指摘されることもある。

同様に、公的・公共的に対応する私的・個人的 private にも 3 つの含意を指摘することができる。

- ①民間の⇔official
- ②私 (の利害関心や価値観) にのみ関わる⇔common
- ③開かれていない⇔open

2.政治理論における public の主な用法

- (1)公衆 the public:政治社会の成員全体。公共の事柄に関心を持ち、公共圏での議論を通じて世論 public opinion を形成する。市民 citizens が集まって公衆となる。
- (2)公共の事柄 res publica:政治社会のすべての成員に関わる(すべての市民が受容し うる)事柄(規範、制度、政策等)。たとえば、個別文化と区別される「公共的政治文化」 (J. ロールズ)。公園・道路・図書館等の「公共のもの public things」(B. ホーニグ)。
- (3)公共圏 public sphere(s):情報・意見交換のネットワーク。とくに政治的な意見・意志 形成へと方向づけられた議論が行われる空間。直接行動によって意見表明が行われる空間 (たとえば「街頭公共圏」)。
- (4)公開性 publicity: 政治的意志形成 決定過程の開放性。一般に情報公開、とくに法や政策を正当化する理由の公開。理由の公開は、法や政策について公衆 the public の前で説明を果たす責任 accountability も含意する。なお publicity は「一般に広く知られている」という意味でも用いられる。
- (5)公共的理由 public reasons: 政治的な主張・決定を正当化する理由。私的な理由から区別される、公衆の他の成員からの理解可能性および受容可能性をそなえた理由。

公共的理由による正当化 justification の観念(J.ロールズ): 互いに価値観(世界観)を 異にする人々は、強制力をもって執行される法や政策をいかにして他の市民に対して正当 化しうるのか。法や政策について何らかの政治的主張をする人々は、市民として、公共的 理由、すなわち利害関心や価値観を異にする他者が理解し、合理的に(強制なしに)受容 しうる理由を相互に示す必要がある。

- (6)公共の利益 public interests: 法や政策によって実現されるべき価値一般。決定された事柄(法や政策)が公共の利益にかなっているか否かは、それらが内容において成員が市民(公衆の一員)として判断する共通の利益に沿っているか否かによって判断される。
- (7)公共善(財)public goods:経済学の定義では非排除性(特定の人の利用を排除できな

- い)・非競合性(特定の人の利用により追加費用がかからない)を特徴とする財やサービス。より一般的には、各人の置かれた状況や各人が持つ「善の構想」に関わりなく、すべての人々が市民としてアクセスしえてしかるべき財やサービス。
- (8)公共の福祉 public welfare (salus publica): 広い意味では社会全体に資する共通の利益。より限定的には人権相互の衝突の調停をはかる原理として理解される。日本国憲法 12、13、22、29 条を参照。salus populi suprema lex est : 人民の福祉が最高の法である。キケロ以来の共和主義 republicanism の伝統。

3.共同体と公共性

- (1)共同体:閉鎖性(内と外の区別)、等質性・単数性によって特徴づけられる。人々をその〈内〉に包摂するもの。
- (2)公共性:開放性/非排除性、異質性・複数性によって特徴づけられる。人々の〈間〉に成立するもの。
- ※公/私を共同体の積層構造(位階秩序)に沿って考えてきた日本の知的慣行とは異なり、 公共性は私たちを包摂するより上位のユニットではない。

※共同体・コミュニティの多義性:上述の意味での共同体・コミュニティは、相互性・互 酬性のある間人格的な関係によって構成される共同体・コミュニティと同義ではない。

4. 「公共性」と「公共圏」 (J. ハーバーマス)

- (1)公共性(単数: Öffentlichkeit)
- ①情報/意見交換のネットワーク。
- ②公共的価値をそれ以外の価値から区別する尺度。
- ③共同体と区別される人々の関係性。

(2)公共圈(複数: Öffentlichkeiten)

共通の問題関心やアジェンダをめぐる議論の空間(とくに政治的な意見 - 意思形成の空間)を指す。公共性はさまざまな公共圏の間 inter-publics として理解しうる。たとえば、支配的な dominant or hegemonic 公共圏と対抗的な counter 公共圏の間、フォーマルな公共圏(たとえば議会)とインフォーマルな公共圏の間。

5.公私の区別・境界線

- (1)私的と公共的は区別されうるし、区別されるべきである。たとえば、公共的な意志決定は私的理由によって正当化されてはならない。あるいは、自らの身体や情報等に対する他者(国家を含む)の恣意的なアクセスは排除されるべきである。
- (2)私的と公共的との区別は固定したものではない。公/私の境界線は固定したものではな

く、何が公共的な事柄であるかはそれ自体公共の議論のなかで変化しうる。private misfortune が public injustice へと変化することはある(たとえば、DV や介護の問題)。 The personal is political 私的なことは政治的である(第二波フェミニズムの標語)。あらゆる事柄は政治化=公共化されうる。裏返せば、まだ(十分には)政治化=公共化されていない問題がある。

6.公共性と排除

公共性は開放性/非排除性を理念とするが、現実にはさまざまな排除によって部分的に は閉じられている。

(1)意志形成 - 決定過程における排除。フォーマルな排除あるいはメンバーシップにおける排除の例として、定住外国人の参政権の否定。インフォーマルな排除の例として、政治的な主題(話題)の自主規制、「言説の資源 discursive resources」の多寡などによる周辺化、公共的活動からの実質的排除(たとえば time poverty 時間の欠乏)。

(2)「共通なもの」の範囲

public なものと national なものとを同義のものとする思考習慣の根深さ。実際には、意志決定を行う members とそれによって影響を被る stakeholders とは時間的・空間的に見て必ずしも重ならない。時間軸を含めて問題の質や拡がりに応じた公共性のあり方を考える必要がある。具体的な問題として、環境(気候変動)、各種の負の財、歴史認識等の問題など。

●公共性をめぐる近年の思想と行動

- 1.市民的公共性:市民社会論 civil society discourse
- (1)国家の公共性 vs. 市民的公共性

「官」としての「公」という公共性理解の問題化(丸山眞男)。

市民的公共性:国家(および市場)から区別される市民社会における公共性。

- ①公共的な意見 意志形成(それを通じて政治的意思決定に影響を及ぼす)。
- ②国家の活動に対する批判的監査 outside check。
- ③公共サービスの提供。

(2)市民社会(civil society)への注目

- ①非国家的かつ非市場的な領域としての市民社会(たとえば、J. ハーバーマス)。多くのコミュニティやアソシエーション(NPO、NGO、運動体等)からなる。
- ②市場を含む民間の領域としての市民社会(たとえば、M. ウォルツァー)。「非国家的」であるという点で「政治社会」から区別される。
- ③「新しい公共 new public commons」。内閣府のウェブサイト https://www5.cao.go.jp/npc/ を見よ。国家(政府)・市場・民間のアクターの「協働の場」。
- ④active society、active citizenship の議論(市民の力の活性化とその利用)。

2.国民共同体の「公共性」: nationalism や neo-conservatism

- (1)ナショナリティによる「公」の定義:公共性の国民共同体への実質的還元。市民を連帯へと動機づけるナショナル・アイデンティティの強化。例として、D. ミラーのリベラル・ナショナリズム liberal nationalism 。
- (2)「市民的=公民的徳性 civic virtues」の強調。「私民」から「市民」=「公民」へ、内向きで求心的な徳性が強調される場合がある(たとえば佐伯敬思)。

3.公共性に対する新たな価値剥奪: neo-liberalism

- (1)公共的なものの活動領域を縮小しようとする傾向(たとえば雇用保障や会保障の後退)。「自己責任」が妥当する領域の拡張。
- (2)公共的なものに対する蔑視と公共的なものからの離脱ないし自己排除(たとえば ゲーテッド・コミュニティ gated community の形成や私的年金の必要性の強調)。公共的なものに依存する生活や行動に対する蔑視と攻撃(たとえば 公的支援に依存する家庭 public family という蔑称)。

[文献]

- I. カント『啓蒙とは何か』(岩波文庫, 1974年)。
- W. リップマン『公共の哲学』(時事通信社, 1957年)。
- H. アーレント『人間の条件』(ちくま学芸文庫, 1994年)。
- J. ハーバーマス『〔新版〕公共性の構造転換』(未来社, 1994年)。

伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』(平凡社新書, 2013 年)。 齋藤純一『公共性』(岩波書店、2000 年)。

齋藤純一『政治と複数性——民主的な公共性にむけて』(岩波書店, 2008年)。

阪口正二郎編 『公共性――自由が/自由を可能にする秩序』(岩波書店, 2009年)。

井上達夫『他者への自由――公共性の哲学としてのリベラリズム』(創文社, 1999年)。

井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版, 2006年)。

佐々木毅・金泰昌、シリーズ『公共哲学』全10巻(東京大学出版会,2002年)。

森川輝一「公共性」、古賀敬太『政治概念の歴史的展開』第1巻(晃洋書房, 2004年)。 稲葉振一郎『「公共性」論』(NTT 出版, 2008年)。

Bonnie Honig, *Public Things: Democracy in Disrepair* (Fordham University Press, 2017).

[資料]

■理念としての公共性

大まかな定義ではあるが、〈理念としての公共性〉を、〈誰もがアクセスすることができ、 互いの声を表明し聴き取ることのできる場と機会を提供するもの〉として定義しておこう。 右の定義にしたがうと、公共性の特徴は公開性(開放性、非排除性、非閉鎖性)にあり、 妨害の不在(=誰もがアクセスを妨げられないこと)と実質的な可能性(=誰でもアクセ

スができること)の双方を意味する。したがって内実をみるならば、公開性は〈アクセスの平等〉と言い換えることができる。このように公共性の構成要素である公開性に注目するならば、公共性の平等主義的な志向が明瞭になる。/しかし、実は、公共性の平等主義的な志向は、アクセスの平等に限定されるものではなく、より深い次元に基礎をもっている。……人々の〈声を上げる権利〉を尊重し、声を通じて開示される様々な問題状況に直面している人々に配慮することの規範的価値が前提にあってはじめて、意見や意見表明が価値をもつと考えるのが妥当であろう。/この規範的価値を具体的に表現するならば、それは〈平等な配慮と尊重〉[R. Dworkin]である(木部尚志『平等の政治理論』、風行社、2015年、119-120頁)。

■公共的理由

「公共的理由(public reasons)」は諸個人・諸部分集団の対立競合する特異理由から独立した理解可能性と妥当性をもち、かかる特異理由に依拠する行動を制約する政治的決定の正当化根拠となりうる理由である。公共性とは、我々が依拠する理由が、単に我々自身の行動根拠であるということを超えて、他者の行動を統制する統治権力によって執行される政治的決定を正当化しうるものであるためにはもたなければならない特別の間主観的な「規範的地位」を意味する(井上達夫編『公共性の法哲学』、6頁)。

■公共的領域と複数性

公共的領域のリアリティは、数知れないパースペクティヴやアスペクトが同時に存在することにかかっている。そうしたパースペクティヴやアスペクトのうちに共通世界は示されるのであり、それらに対して共通の尺度や共通の分母を案出することはけっしてできない。この公共的領域のリアリティは、あらゆるニーズを充足する共通分母としての貨幣をその唯一の基礎とする「客観性」とは異なっている。というのも、共通世界は、あらゆる人々が出会う共通の場所であるが、そこに姿を見せる人々は[それぞれ]異なった場所を占めているからである。2つの物体が同一の場所を占めえないように、ある人の立場が他者の立場に一致することはない。他者によって見られ、聞かれるということが意義をもつのは、あらゆる人々が異なった立場から見聞きしているという事実のゆえである。ここにこそ公共的生活(public life)の意味がある。……共通世界の終わりは、それがただ一つのアスペクトのもとで見られ、ただ一つのパースペクティヴにおいてしか現われえない場合にやってくる(H. アーレント『人間の条件』、85-86 頁。H. Arendt, *The Human Condition*, 2nd Edition, The University of Chicago Press, 1998, pp. 57-58)。

■公共性と共同体

民主的な政治社会の観念と共同体の観念とを区別しないことは、重大な誤りである。もちろん、民主的な社会は、その内部の多くの共同体にとって快適であり、実際、そこでは多様性が友好と調和のうちに繁栄する社会であろうと努めている。しかし、民主的な社会はそれ自体は一つの共同体ではないし、理にかなった多元性という事実を考慮すると、そうはなりえないのである。そうなるためには、政府が権力を抑圧的に行使する必要があるが、これは、民主的な基本的自由と両立しない(J. ロールズ『公正としての正義 再説』、岩

波書店、2004年、35頁)。

■日本における「公」と「官」

戦後において滅私奉公の神話がくずれ、エゴ(私的利害)が日陰者の地位を脱しながら、自発的結社の発想がまだ定着していない(relative or societal individualism)ために、そこから公共性への自生的通路が生まれない。だから、依然として官憲国家が公共性を代表し、その慈恵による国庫支出、社会保障という性格が強く残っている(丸山眞男『丸山眞男講義録[第三冊]政治学 1960』東京大学出版会、1998 年、172 頁)。

■公共性と共和主義的美徳

平穏や平和愛好が美徳であっても全くかまわない。いや、常識的には美徳であることは間 違いない。しかし、問題は、それらの美徳がいかなる条件に支えられているかを知ること である。平穏な生活や平和が維持されるためには、時として犠牲を払う覚悟がなければな らない。国家の枠組みがしっかりしていなければならない。自分たちの生活を自分たちの 手で守るという精神がなければならない。そのためにつくられたルールや正義を踏みにじ るものがあれば、戦わなければならない。そしてこうしたことは、ただ、平穏や平和、誠 実や勤勉という近代的な美徳だけでは済まないのである。そこには、勇気や名誉という、 古代的な、「共和主義的美徳」が必要なのである。/この古代的な美徳をもった市民、そ れを「市民的=シヴィック」と呼んでおきたい。それに対して、近代的な市民、私的な権 利から出発し、自由や民主主義、そして博愛、平和といったものに価値をおく市民を「市 民的=シヴィル」と呼んでおきたい。/......「シヴィル」が、私的権利や私的関心などか ら出発した近代的な「市民」、むしろ「私民」とでもいうべきものを指すのに対して、「シ ヴィック」は、共同体の公的関心や共同利益というディメンションから出発する「公民」 を指す言葉として使いたいのである。 /「市民意識」(シヴィル・マインド)が、近代 の私的な権利を唱え、しばしば国家と対立し、また「シヴィル」の言葉にあるように、礼 儀正しく、洗練されたことをよしとするのに対して、「市民精神」(シヴィック・スピリッ ト)は、あくまで公共的事項、国家的な事項に対する義務の観念が強く、勇気や名誉という 古代的な美徳を重んじている。ここでは国家と私的生活を対立させないのである(佐伯啓思 『「市民」とは誰か――戦後民主主義を問いなおす』PHP 新書, 1997年, 154-56頁)。

■公共性と私化

このような新しい封じ込めの政治には、公的および私的という言葉が帯びる意味の変化が深く刻まれている。……とりわけ、アフリカ系アメリカ人の女性が公的領域の政府部門のなかで力を得るようになると、この公的部門は力のある個人や集団からしだいに見棄てられるようになった。私化=民営化(privatization)はいま合衆国のあらゆるところに見られる。病院、清掃サーヴィス、学校その他の公的なサーヴィスを私化しようとする現在の営み、そしてより多くの民間部門と企業家精神を開発しようとする試みは……公的と見なされるあらゆるものを打ち棄て、その価値を貶める傾向を実際に示している。荒廃を深める学校、医療サーヴィス、道路や橋は、公的と見なされるあらゆるものの腐食とそれにともなう価値低下を現に証している。こうした脈絡においては、公的なものは、質において劣

るあらゆるものへと姿を変え、制御とプライヴァシーの欠如——貧困と結びついた特性——という印をもつようになる。……こうした文脈においては、自由は、公共的領域に参入する動きではなく、それから離脱する動きを表すようになる(Patricia Hill Collins, *Fighting Words: Black Women and the Search for Justice*, 1998, pp. 33-35)。

以上